

# 自治体こども計画策定支援事業

令和6年度概算要求額 2.1億円 (0.78億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1. 施策の目的

- こども基本法(令和4年法律第77号)第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画(以下「自治体こども計画」という。)を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画を早期に策定する自治体を重点的に支援するとともに、こどもに関する計画を既に一体的に策定している地方自治体の好事例について調査し、横展開を図ることにより、自治体こども計画の策定を促進する。

## 2. 施策の内容

1. 自治体こども計画策定支援(現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上)  
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定に要する経費を補助金により支援する。
2. こどもに関する計画の一体的策定に係る好事例の横展開・ガイドラインの作成  
地方自治体の中には、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画や子どもの貧困対策推進法に基づく計画等の相互に関連する計画を一体的に作成している事例がある。また、こうした事例に加え、計画策定時にこどもの意見聴取・反映を行っている事例等を調査し、好事例として横展開を図るとともにガイドラインを作成することで自治体の計画策定を支援する。(ガイドラインは令和5年度事業として策定し公表予定)

## 3. 実施主体等

実施主体: 1. 都道府県及び市区町村(補助率1/2)、2. 国(委託)